1		替法による取替資産の償却額の計算に関する ^{田書}	事業年度 又は連結 事業年度	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	:人名)
細	\(\sqrt{\sqrt{y/\text{tr}}}\)	種 類 1				
御注意	資	構 造 2				
意	産	細 目 3				
租	区	取 得 年 月 日 4 ・・・				
租税特別	分	事業の用に供した年月5	年	年	年	年
別 措		加	,	· ·	外円	·
措置法による特別	取得	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額 7 ^外 円 圧縮記帳による積立金計上額 8	71 13	71 13	71	71
によ	価額	差引取得価額。				
る特		(7)-(8) 償却額計算の対象となる10				
別 償		期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額 ¹⁰ 期 末 現 在 の 積 立 金 の 額 11				
却の	帳	積 立 金 の 期 中 取 崩 額 12				
規	簿	差 引 帳 簿 記 載 金 額 13 外△	外△	外△	外△	外△
規定の	143-	損金に計上した当期償却額 14				
適 用	価	前期から繰り越した償却超過額 15 外	外	外	外	外
を 受	額	台 (13) + (14) + (15) 計 16				
ける	TH.	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額 17				
場合		台 (13) + (14) + (15) 前期から繰り越した特別償却不足額 17 又は合併等特別償却不足額 17 旧定率法又は定率法の 18 償却額計算 18				
適用を受ける場合には、「特別償却限	当期分の普通	開題				
限度額	償	平成成 定額法による原理が同野の登録となる主観 24 (9)				
0)	却	年 注 定 額 法 の 償 却 率 25				
算 に	限	月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	円	円	円	円
計算に関する付表」	度額	後 法 定 率 法 の 償 却 率 27				
る仕		着 算 出 償 却 額 28 円 分 (24×25)又は(26)×27) 当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 pa	円	円	円	円
表	当	(23) 又は(28)				\
を	期	特別償却限度額 30 外	外 ′	外 /	外	外
添 付,	分	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額 31				
してください	0)	章 (29+(30)+(31) 章 引 取 提 本 第 × 5 0 0 (20) × 50 20				
くだ	貨却	是				
さい	限	当期償却可能限度額34				
О	度	((32) 又は(34) のっち少ない金額)				
	額	償却限度額27				
	当	期 償 却 額 38			L	
	差	償却不足額 (37) — (38) 39		D83	参照	
	引引	償却超過額(38) - (37) 40		1 00	グルボ	
	貨	前期からの繰越額41外	外	外	外	外
	却	当認度却不見たとえずの40				
	超過	期容 損額 養 立金取崩しによるもの 43				
	額	差引合計翌期への繰越額44				
		翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((3)-(2)と(30)+(31) のうち少ない金額 45				
	特別	当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額 46				
	賞	差引翌期への繰越額 (45) - (46) 47				
	_ ~_	翌繰内 平 · · 平 · · 48 期越訳				
	額	へ額 当期分不足額 49 □				
	適格	組織再編式により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((③9) — (42))と (30) のうち少ない金額) 50				
	備者					

○ 別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設 備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第1号	00013	「30」欄の金額
	平成23年12月旧措置法第42 条の5第6項	00014	
	(同条第1項第1号)		
	平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第2号	00017	
	平成23年12月旧措置法第42 条の5第6項	00018	
	(同条第1項第2号)		
	平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第3号	00021	
	平成23年12月旧措置法第42 条の5第6項	00022	
	(同条第1項第3号)		
	平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第4号	00025	
	平成23年12月旧措置法第42 条の5第6項	00026	
	(同条第1項第4号)		
エネルギー環境負荷低減推進設 備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	
	第42条の5第6項	00431	
	(同条第1項第1号イ)		
	「平成24年旧措置法第42条 の5第1項第1号イ」又は 「平成23年12月旧措置法第 42条の5の2第1項第1号 イ」	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号 ニ」、「平成25年旧措置法 第42条の5第1項第1号 ハ」、「平成24年旧措置法 第42条の5第1項第1号 ロ」又は「平成23年12月旧 措置法第42条の5の2第1 項第1号ロ」	00287	
	「平成25年旧措置法第42条 の5第1項第2号イ」又は 「平成23年12月旧措置法第 42条の5の2第1項第2号 イ」	00290	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設 備等を取得した場合の特別償却	「第42条の5第1項第2 号」、「平成25年旧措置法 第42条の5第1項第2号 ロ」又は「平成23年12月旧 措置法第42条の5の2第1 項第2号ロ」	00293	「30」欄の金額
中小企業者等が機械等を取得し た場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
沖縄の特定中小企業者が経営革 新設備等を取得した場合の特別 償却	平成24年旧効力措置法第42 条の10第1項	00082	
国際戦略総合特別区域において 機械等を取得した場合の特別償 却	第42条の11第1項	00298	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設 備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	「第43条第1項第2号」又 は「平成25年旧措置法第43 条第1項第2号」	00307	
関西文化学術研究都市の文化学 術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却	第43条の2第1項	00310	
集積区域における集積産業用資 産の特別償却	第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特 別償却	第44条の4第1項	00388	
特定農産加工品生産設備等の特 別償却	第44条の4第2項	00316	
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第44条の 5第1項	00319	
特定信頼性向上設備の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	l		<u>L</u>

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等 の特別償却	平成25年旧措置法第45条第 1項第1号イ	00322	「30」欄の金額
	「第45条第1項第1号イ」 又は「平成25年旧措置法第 45条第1項第1号ロ」	00120	
	平成25年旧措置法第45条第 1項第1号ハ	00325	
	「第45条第1項第1号ロ」 又は「平成25年旧措置法第 45条第1項第1号ニ」	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促 進地域において工業用機械等を 取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00415	
沖縄の国際物流拠点産業集積地 域において工業用機械等を取得 した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00418	
沖縄の離島地域における旅館業 用建物等の特別償却	第45条第1項第4号	00135	
特定地域における産業振興機械 等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	第45条第2項第2号	00457	
医療用機器等の特別償却	「第45条の2第1項第1 号」又は「平成25年旧措置 法第45条の2第1項第1 号」	00331	
	「第45条の2第1項第2 号」又は「平成25年旧措置 法第45条の2第1項第2 号」	00334	
障害者を雇用する場合の機械等 の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した 場合の三年以内取得資産の割増 償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準 適合認定を受けた場合の建物等 の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住 宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」(「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00460	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「平成25年旧措置法第47条 の2第1項」又は「平成23 年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は 「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00463	「30」欄の金額
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	平成23年旧措置法第47条の 2 第 1 項 (同条第 3 項第 3 号)	00472	
	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」(「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00475	
	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項(「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00478	
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成 25年旧措置法第48条第1 項」又は「平成23年旧措置 法第48条第1項」	00349	

○ 別表十六(五)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」(特別償却不足額)又は「同第 4項」(合併等特別償却不 足額)	00187	「31」欄の金額